

大阪府 大東市 (だいとう)

人口: 115,301人

面積: 18km 主産業:

製造業•倉庫

物流業











市有地定期借地事業「借り上げ市営住宅」「商業施設」+「都市公園」











before 大東市営飯盛園第2住宅(144戸)

PPPによる市営住宅建替えの目標

① 公営住宅をたたみながら、 【経費を削減し】

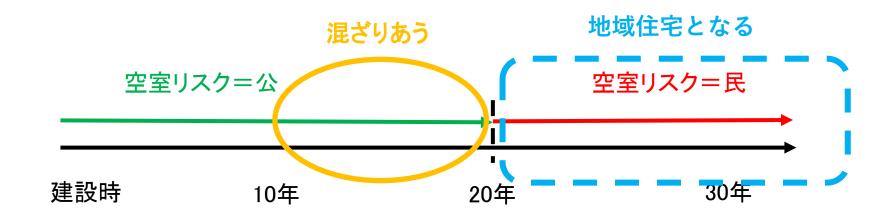
② 入居者の生活の質を上げ、【公共サービスの質を高め】

③ 周辺エリアを豊かにする。 【税収を増やす】

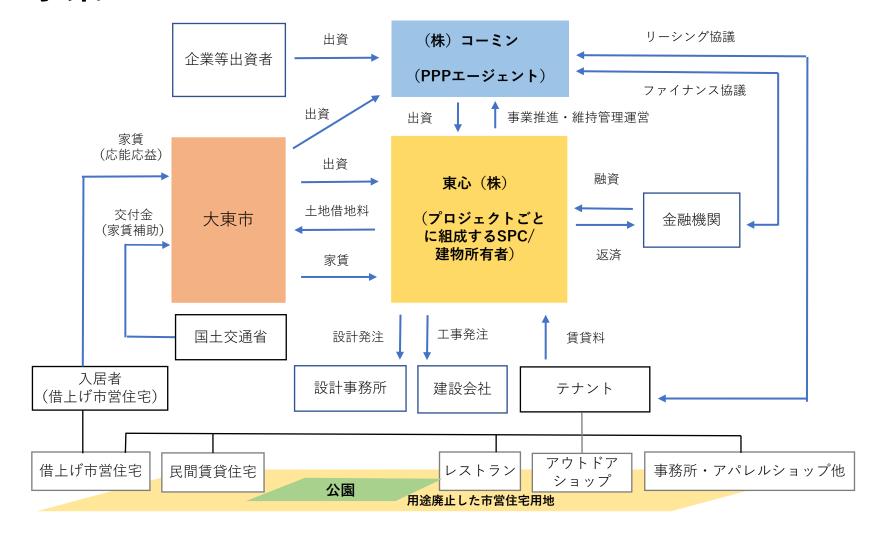
運営者が企画し、開発する

「良い住宅街」の形成に必要な店舗を誘致 都市公園の緑を活かし、美しく保つ

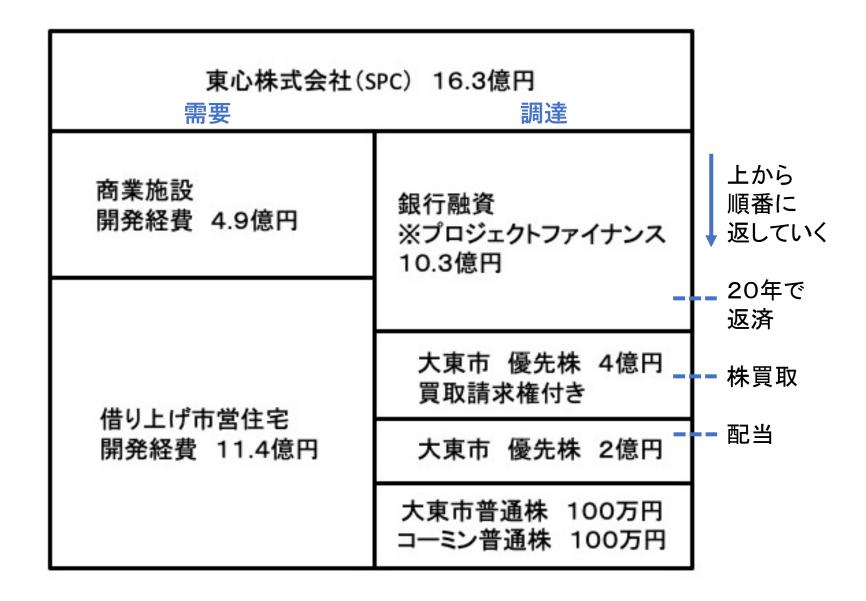
常に満室の市営住宅・民間賃貸住宅を目指す



事業スキーム



事業費(初期投資)



もりねき住宅



民間賃貸住宅 木造2建~3階建 1LDK約37㎡ 44戸 2LDK約50㎡ 30戸

※現時点は全戸借り上げ市営住宅、**中庭** 順次民間賃貸住宅に移行



セミプライベート空間を楽しむ暮らし



曖昧な境界が生む 当事者意識

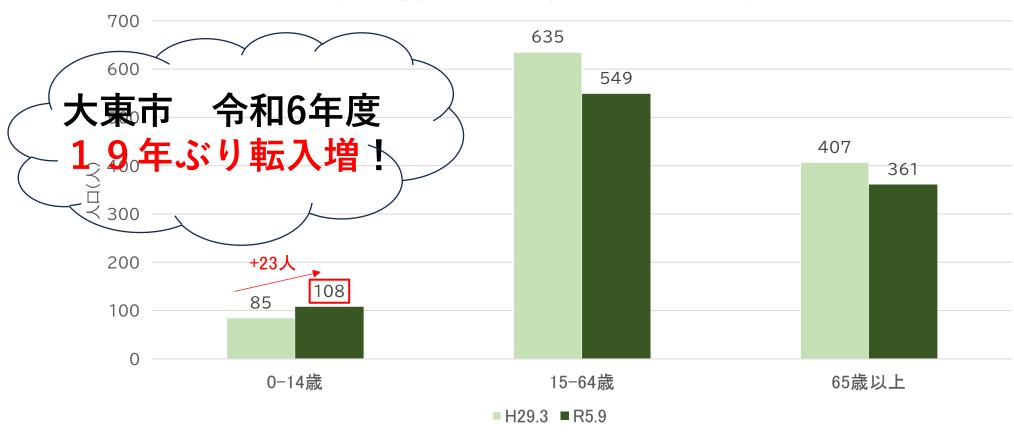


もりねきのみち

令和4年度周辺道路の路線価前年度比125% ※最高値

0-14歳の子どもの数が増加

表2 整備前後における北条3丁目の年齢別人口比較



morinekiオープン後周辺新築着工件数24件

※北条3.4丁目内(R3.3-R5.12)







利益はエリアの発展に「再投資」







「官民連携」と「公民連携」の違い

官民連携…行政(官)と民間(民)が、行政主導のもと、公共サービスを提供する

公民連携…民間主導で公共サービスを提供する

※民間のみで実施するケースも含む

PPP (Public Private Partnership) の目的は**社会的費用対効果の最大化**であり、そのために**民間が"公"を担えるようにする**ことがPPPの本質。行政(官)側には、公民連携を進める覚悟と決断力が必要。(根本祐二)

○大東市公民連携に関する条例 平成30年3月23日 条例第13号

(目的) 第1条 この条例は、本市に関わるすべてのものが、その垣根を越えて連携することについての基本的事項を定めることにより、**自立的かつ持続可能な地域経営、公共サービスの質的充足及び地域の価値の向上を図り**、もって、皆に誇れるまちを実現することを目的とする。

エリアの価値を上げる身近な公民連携の例

- ・公共空間などでのマルシェや音楽・ダンスイベント
- ・青空プロレス・オープンファクトリー・まち歩き
- ・空き店舗をギャラリーに・庭をオープンスペースに
- ・空き地を市民農園やスポーツの場に・里山保全活動
- ・みんとしょ・バイローカル活動・parkrun etc…

住民全体の利益や幸福につながるもの。一方的な慈善活動ではないもの(最低限の運営費は売上から)。 誰でも参加でき、入り口からお金がかからないもの。 開かれた空間で行われ、側から見ていても格好良く、 心地良いもの。地元の良さを再発見できるもの。

地域に根ざした公民連携とは

- ○地域の資源(自然・歴史・食・産業など)を磨く
- ○得た利益をエリアの発展に「再投資」
- ○自然体で近所の子どもや高齢者に愛される
- 関わる人の"公"に対する意識が変わる
- ○「ヤル側」に回る人が増える
- ○出会いがあり、面白い人たちが集まってくる
- ○助け合いや、新たな事業・文化が生まれる etc…